

再意見書

平成 23 年 3 月 3 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 869-2492

住所 くまもとけんあそぐんみなみおくにまちせきば 熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場 1 4 3 番地 ばんち

氏名 みなみおくにまち 南小国町

町長 かわつしゅうじ 河津修司

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

南小国町は、熊本県の北部に位置する人口約 4,700 人、世帯数約 1,700 世帯の町ですが、阿蘇の恵みである温泉の恩恵により、黒川温泉や小田温泉、満願寺温泉などを擁する観光地として栄え、多くの方々にご来訪いただいている元気な町であり、現在、御省のご支援もいただきながら、町営「みなみチャンネル」のCATVインターネット接続サービスを運営しているところです。当該「みなみチャンネル」のCATVインターネット接続サービスにつきましては、可能な限りの低コストでの運営を心がけつつ、地域住民の皆様のニーズに対し、できるだけ決め細やかな対応を実施すべく、日々奮闘を続けております。

実際に設備を構築・保守してきた経験を踏まえ、以下に平成23年度以降の加入光ファイバの接続料について、再意見を述べさせていただきます。

■ 分岐端末回線単位での接続料設定(ソフトバンクグループ殿等意見)について

一部の事業者からは、分岐端末回線単位での接続料を設定することが要望されておりますが、仮にこの要望が実現した場合には、自らの設備投資のリスクは一切負わず、公平なコスト負担を回避した都合の良い設備を借りてサービスを提供する事業者のみを利する事態となります。

一部の事業者の主張に基づく極端なルール変更の実施により、これまで創意工夫をこらし、設備の構築・保守、多様なサービスの提供に努力を重ねてきた各地域の健全な事業者の衰退や、結果として国民の皆様にとって不利益をもたらす結果とならないよう、冷静なご判断をお願いいたします。

なお、光の道構想での目標である超高速ブロードバンドの利用率の向上につきましては、利用料金がADSLよりも低廉とは言えない携帯電話・スマートフォンの利用が着実に増加していることから明白であるように、利用料金の低廉化のみに着目するのではなく、各界各層でのより一層のコンテンツの充実や使いやすい端末の普及が肝要と考えます。